

令和 6 年 9 月橋本市議会定例会会議録（第 6 号）

令和 6 年 9 月 24 日（火）

議事日程第 6 号

令和 6 年 9 月 24 日（火） 午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について
- 日程第 3 認定第 2 号 令和 5 年度橋本市国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 4 認定第 3 号 令和 5 年度橋本市住宅新築資金等貸付事業特別会計決算の認定について
- 日程第 5 認定第 4 号 令和 5 年度橋本市駐車場事業特別会計決算の認定について
- 日程第 6 認定第 5 号 令和 5 年度橋本市墓園事業特別会計決算の認定について
- 日程第 7 認定第 6 号 令和 5 年度橋本市農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 8 認定第 7 号 令和 5 年度橋本市土地区画整理事業特別会計決算の認定について
- 日程第 9 認定第 8 号 令和 5 年度橋本市介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 10 認定第 9 号 令和 5 年度橋本市後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 11 認定第 10 号 令和 5 年度橋本市工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第 12 認定第 11 号 令和 5 年度橋本市水道事業会計決算の認定について
- 日程第 13 認定第 12 号 令和 5 年度橋本市下水道事業会計決算の認定について
- 日程第 14 認定第 13 号 令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について
- 日程第 15 議案第 8 号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 16 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 請願第 5 号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 6 年度橋本市一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 19 議案第 19 号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 委員会提出議案第 1 号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書について
- 日程第 21 議員提出議案第 1 号 在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書について
- 日程第 22 委員会の閉会中の継続調査の件

会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 認定第 1 号 令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第 14 認定第 13 号 令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について まで
- 日程第 15 議案第 8 号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について と、
日程第 16 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する

条例について

- 日程第17 請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について
- 日程第18 議案第18号 令和6年度橋本市一般会計補正予算(第7号)について と、日程第19 議案第19号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 委員会提出議案第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書について
- 日程第21 議員提出議案第1号 在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書について
- 日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件

議員定数 18名

出席議員 18名

1番	森 下 伸 吾 君	2番	板 橋 真 弓 君
3番	岡 本 喜 好 君	4番	梅 本 知 江 君
5番	阪 本 久 代 君	6番	高 本 勝 次 君
7番	岡 弘 悟 君	8番	田 中 博 晃 君
9番	堀 内 和 久 君	10番	垣 内 憲 一 君
11番	岡 本 安 弘 君	12番	小 林 弘 君
13番	田 中 和 仁 君	14番	南 出 昌 彦 君
15番	辻 本 勉 君	16番	土 井 裕美子 君
17番	石 橋 英 和 君	18番	中 本 正 人 君

説明員職氏名

市 長	平 木 哲 朗 君	副 市 長	小 原 秀 紀 君
教 育 長	今 田 実 君	病院事業管理者	古 川 健 一 君
総 合 政 策 部 長	井 上 稔 章 君	総 務 部 長	中 岡 勝 則 君
経 済 推 進 部 長	三 浦 康 広 君	健 康 福 祉 部 長	久 保 雅 裕 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長			
危 機 管 理 監	大 岡 久 子 君	建 設 部 長	西 前 克 彦 君
会 計 管 理 者	兼 井 和 彦 君	上 下 水 道 部 長	堤 健 君
教 育 部 長	岡 一 行 君	消 防 長	永 井 智 之 君
病 院 事 務 局 長	池之内 正 行 君	選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	辻 本 昌 亮 君
監 査 委 員 会 事 務 局 長	岩 坪 恭 子 君	財 政 課 長	三 嶋 信 史 君
政 策 企 画 課 長	辻 本 真 吾 君		

職務のために出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 福 井 直 記 議 会 事 務 局 次 長 笹 山 奨

(午前 9 時 30 分 開議)

○議長(森下伸吾君) おはようございます。
ただ今の出席議員は18人で全員であります。

○議長(森下伸吾君) これより本日の会議を開きます。

この際、報告いたします。

市長から、令和 6 年 9 月 19 日付、橋総第 381 号をもって追加議案 2 件が、総務経済委員会委員長 南出君から、令和 6 年 9 月 13 日付をもって議案 1 件が、議員 土井君ほか 3 人から、令和 6 年 9 月 13 日付をもって議案 1 件がそれぞれ提出されました。議案はお手元に配付いたしております。

次に、去る 9 月 12 日の本会議において設置されました、令和 5 年度決算審査特別委員会委員長に 8 番 田中君、副委員長に 4 番 梅本君がそれぞれ選出されました。

以上で報告を終わります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長(森下伸吾君) これより日程に入り、
日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 88 条の規定により、議長において、5 番 阪本君、13 番 田中君の 2 人を指名いたします。

日程第 2 認定第 1 号 令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第 14 認定第 13 号 令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について までの 13 件
○議長(森下伸吾君) 日程第 2 認定第 1 号 令和 5 年度橋本市一般会計決算の認定について から、日程第 14 認定第 13 号 令和 5 年度橋本市病院事業会計決算の認定について

までの 13 件を一括議題といたします。

ただ今議題となりました本案に関し、令和 5 年度決算審査特別委員会委員長から、委員会において審査中の事件につき、会議規則第 111 条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第 15 議案第 8 号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について と、日程第 16 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について の 2 件

○議長(森下伸吾君) 日程第 15 議案第 8 号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について と、日程第 16 議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について の 2 件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9 番 堀内君。

〔9 番(堀内和久君)登壇〕

○9 番(堀内和久君) おはようございます。
よろしくお願いいたします。

去る 9 月 12 日の本会議において本委員会に付託されました、議案第 8 号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例について、議案第 10 号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例につい

てを審査するため、9月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第8号は、令和7年4月1日から紀見こども園を開園するための所要の改正を行うものである。

委員から、紀見こども園の定員数について、紀見保育園、紀見幼稚園、境原幼稚園で受け入れていた人数より少ないのではないかと、のただしがあり、紀見こども園の設計時に当時の状況を踏まえて設定した定員であるが、今年度にアンケートを実施した結果、入園希望者が多かったため、希望する全ての方を受け入れられるよう定員の見直しを考えているとの答弁がありました。

議案第10号は、郷土資料館とあさもよし歴史館の2館を統合し、令和7年4月1日から新しい郷土資料館として開館するための所要の改正を行うものである。

委員から、条例第7条の特別な企画による展示の開催について、のただしがあり、基本的には市が主催する事業として特別展示を想定しているとの答弁がありました。

ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第8号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）誠に申し訳ございませんが、反対の立場で討論させていただきます。

そもそも論、前から反対でした。場所のこ

ともありまして。公設公営のこども園は本市の中心ということをやずっと思っていたことが一点。

二点目に、本委員会の説明の資料にもありましたが、単位や学校との連携とか、そういうことが参考資料にありましたが、近いうち、市は近くの小学校をどのようにしようとしているのか、矛盾しておると思います。

三点目に、今後こども園に預けられるルールが変わってきます。キャパを多くすること、公設公営のこども園をもう一つ市内の中心にという必要性を思いまして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第8号 紀見こども園の開園に伴う関係条例の整備に関する条例についてを採決いたします。

委員長報告は可決であります。

ご異議がありますので、起立により採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第8号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）申し訳ございません。

反対の立場で討論させていただきます。

これも前から反対の議を唱えておりました。整合性を取るための正義というか、お許しいただきたいと思います。

そもそも設計の前、場所を選定するとき、数年前だったと思います。地域の意見を聞いて場所を選定してほしいということが一つ目にありました。

二つ目、複合施設というのは本当に予算的にもすばらしい在り方で理解しますが、やはり駐車場が少な過ぎる。第2駐車場等も少し遠いようなイメージ。第3駐車場があるかどうか、今後の計画性が説明されておりません。

三つ目、学校施設ではないんですけど、学習の施設として、人が来てもらう観光の施設として大切な場所であると思いますが、人に来てもらって何ぼという意味では、やはり発信力そして受入れのキャパの体制が弱いのではないかと、これが懸念されます。

以上の理由で反対といたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第10号 橋本市立郷土資料館設置及び管理条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立多数であります。

よって、議案第10号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第17 請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について

○議長（森下伸吾君）日程第17 請願第5号

学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生建設委員会委員長 9番 堀内君。

〔9番（堀内和久君）登壇〕

○9番（堀内和久君）度々失礼いたします。委員長報告をさせていただきます。

去る9月12日、本会議において本委員会に付託された、請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について を審査するため、9月17日に委員会を開催し、慎重審査の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

請願第5号の主旨は、国に対し、学校の業務量に見合った教職員配置を進めるため、定数法（義務標準法、高校標準法）の改正を行うこと、また、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法）の改正を行うことを求める意見書の提出を求めるものである。

委員から、請願紹介議員に対し、残業代を支給可能とする改正を行うことが長時間労働の抑制につながるという関連性について ただしがあり、どれくらい時間外勤務をしているかを正確に把握し、残業時間を意識することで長時間労働の抑制につながると考えられる との答弁がありました。

当局に対し、残業時間の見える化によって教職員の長時間労働の抑制につながるか とのただしがあり、残業時間を意識するという点では長時間労働の抑制に一定の効果はあると考えるが、残業代を支給可能とする改正を行うことが長時間労働の抑制に直結するもの

ではないと考える」との答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から、教職員の時間外労働は全国的に大きな問題となっており、現場の教職員からは、授業の持ちこま数の上限設定や教職員配置の基礎定数の引上げを求める声が上がっている。授業の準備や保護者対応、書類作成など、授業以外に必要な業務が多いため、時間外労働をせざるを得ない状況にある。教職員が専門職として役割を発揮し、子どもたちと向き合うためにも、教育現場の労働問題を解決することが必要であると考えるため、本請願に賛成する」との討論がありました。

反対の立場から、本請願の主旨である、学校の業務量に見合った教職員配置を進めるため、定数法を改正することについては理解できるが、長時間労働を抑制するため、教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を行うことについては、残業代を支給可能としても長時間労働の抑制にはつながらないとする。教職員の負担を軽減するためには、加配職員を増やすなど、学校現場の働き方改革を強く訴えていくべきと考えるため、本請願に反対する」との討論がありました。

壇上からは以上でございます。ご賛同よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

6番 高本君。

〔6番（高本勝次君）登壇〕

○6番（高本勝次君）それでは、請願に対して賛成の立場で討論を行います。

教員の過密労働問題は全国的な大きな問題となっています。今回の請願は、8月末に出た中央教育審議会の答申を受けて、それに対して和歌山県教職員組合伊都支部から、現場の声を政府に届けてほしいという願いから出されたものであります。その訴えに、教員が専門職としての役割を発揮し、子どもたちに向き合うには、教員の異常な長時間労働をなくす必要があると言われていました。

教員の長時間労働の根本にある原因は、授業の持ち時間の多さです。教員1人の授業負担は、長い間、1日4こま、週24こまとされ、それを満たす定数配置がされてきました。

しかし、国は2002年の学校週5日制完全実施に当たり、教員定数を増やしませんでした。勤務日が1日減れば週に持てる授業数が減るのに、それに見合う授業削減もなく、その後、授業数を増やしました。そのため、現在多くの教員が1日五、六こまの授業をこなしているので、授業の持ち時間数の上限を定める必要があります。授業準備、打合せ、また保護者対応、書類作成など、多くの仕事を時間外にせざるを得なくなっています。

教員がゆとりを持って教育活動に専念するため、必要な教員を、正規教員を確保することと同時に、教員の過密労働を解消するための定数の在り方の見直しが必要であります。全国どこでも同様な教育が受けられるよう、教育の機会均等を保障するため、国が責任を持って条件整備を進めていくことが今求められています。

この請願を採択して、現場の教職員の声を政府に届けたいという思いであります。議員各位の賛同をぜひよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（森下伸吾君）次に、採択することに反対の立場で討論する方ありませんか。

12番 小林君。

〔12番（小林 弘君）登壇〕

○12番（小林 弘君）皆さん、改めまして、おはようございます。私は請願第5号について、反対の立場で討論をさせていただきます。

給特法を改正し、教員に残業代を支給可能としたからといって、長時間労働の抑制につながるとは考えられません。文部科学省がまとめた公立学校教員の処遇改善案では、残業代の代わりに一律支給している教職調整額を基本給の4%から13%に引き上げる給特法の改正案を来年の通常国会に提案する方針です。また、負担の大きい職務に応じて手当の拡充や、若手教員の支援するポストの新設など、教員の負担軽減についても検討されています。

大切なことは、学校の働き方改革において、教員がすべきこと、しなくてもいいことなどを精査し、業務内容を見直し、負担を軽減していくことだと考えています。

よって、教員に残業代を支給することで長時間労働の抑制につながるとは考えにくいいため、この請願に反対とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって討論を終結いたします。

これより請願第5号 学校の業務量に見合った教職員配置と長時間労働を抑制するため教員に残業代を支給可能とする給特法の改正を求める請願について を採決いたします。

委員長報告は不採択であります。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（森下伸吾君）起立少数であります。

よって、請願第5号は不採択と決しました。

日程第18 議案第18号 令和6年度橋本市一般会計補正予算(第7号)について と、

日程第19 議案第19号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について の2件

○議長（森下伸吾君）日程第18 議案第18号 令和6年度橋本市一般会計補正予算(第7号)について と、日程第19 議案第19号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について の2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）おはようございます。

それでは、追加提案させていただきました議案についてご説明申し上げます。

議案第18号 令和6年度橋本市一般会計補正予算(第7号)は、高野口中学校屋上防水工事の実施にあたりアスベストの分析を行なったところ、校舎管理棟の軒裏と、屋内運動場と校舎をつなぐ通路の天井及び壁から非飛散性のアスベストが検出され、必要箇所への飛散防止対策の囲い設置や追加作業が必要となることから、工事工程追加による屋上防水工事費の増加分として1,153万4,000円を予算計上するものでございます。

議案第19号は、橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例についてでございます。

これは、国民健康保険法が改正されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

以上、議案2件についてご説明申し上げます。

議員各位にはよろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（森下伸吾君）市長の説明が終わりました。

これより議案第18号について質疑を行います。

す。全般について行います。

質疑ありませんか。

8番 田中君。

○8番（田中博晃君）アスベストの件なんですけれども、今回の工事は職員室の階段下と体育館までの廊下間ということやったんですけれども、これ、補正予算が可決された後、まずどのような日程でこの工事関係が進んでいくのか。今もう既に調査が入っていると思うんですけれども、その後の予定についてがまず一点。

あと、一般質問でも言わせてもらったんですけれども、あの学校は建て増しとかしてなくて、用意ドンで造った学校ですので、調査をしていけばほかにも出てくる可能性がある。そういった部分の調査を今、教育委員会はどうのように考えているのか。やはり子どもたちを主導で考えていただきたいので、そういった部分も含めて答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）お答えいたします。

まず一点目の今後の予定なんですけども、この予算、審議、可決いただきますと、今回追加の工事に入らせていただくという旨を保護者に通知をまずさせていただきますして、設計のほうに入らせていただきます。今は予算の積算ということだったんですけども、具体的な設計に入りまして、目標としまして11月の入札にかけるように進めます。そして、契約を12月にさせていただきますして、4か月の工期を取らせていただいて、可能な限り安全に速やかに施行したいと考えております。

それと二点目の今後のほかの調査のことなんですけども、当然同じ時期に学校を建てられておりますので、併せてほかの学校につきましても調査をさせていただきますしております。また、この場所ではないところも一部調査をさせていただきますしている次第でございます。

以上です。

○議長（森下伸吾君）8番 田中君。

○8番（田中博晃君）スケジュール、もうちょっと具体的に、いつぐらいを次、当初予算に、もう当初予算を出していると思うんですけど、当初に入れるんかどうかとかも含めて聞きたいんですよ、そこを。

これはこれでええけど、やっぱり後の予定も考えらんと、やはり保護者の方々、不安に思っておられます。説明もしてくれるということで、一定教育委員会としては、やるべきことはやっていってくれていると思うんですけども、やはり情報が少ないので、今後どうなっていくのかというのが分からないんですけれども、そこをもう一度改めて答弁をお願いします。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今回はアスベストの対策ということで応急的な予算の計上の審議を図らせてもらっているんですけど、高野口中学校はそのほかにも、トイレのことにつきましても課題があります。それにつきましては、この予算と別枠で女子トイレのほうを予算計上させていただきたいというふうな形で、それは考えております。

アスベストのほうは、亀裂等が入っているところにつきましては今回の応急措置なんですけども、入っていないところにつきましては、今回出たところはレベル3という形で健康に被害がないというところも調査しておりますので、現状のまま使わせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

9番 堀内君。

○9番（堀内和久君）ちょっと分かりにくいけど、また細かいことは聞きに行きます。議事録に載せるほどのことでもないと思うんで

すけども、耐力度調査に基づいてのところなんですけども、その調査項目というのは、それはプロじゃないんで、私ら言うてもあれなんですけども、どうしても校舎と校舎のずれというところが気になるんです。だから、今のアスベストの話であつたりとか、その辺は8番議員が聞いてくれたんでいいんですけど、そのずれというのが、いつも言う地盤のボーリング調査は今回行われてないですし、これまた数年、建て替えでしようがしようまいが、あと3年、5年は使わなあかん学校やと思うんですけど、その間に何か、大きな地震が来たらというのは全ての学校なので今回は聞きませんが、通常に小さな小規模のゲリラ豪雨であつたりとか小さな地震やったらいつ来るか分かりませんし、今の亀裂以上に亀裂が入ることとか、そういうところというのは大丈夫なんかなと思うんですけど、大丈夫であるという根拠を示してくれとるのが耐力度調査なんかなと私、勘違いしとるんですけど、その辺について、ちょっと教えてください。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）まず今回、耐力度調査ということで校舎の6棟のうち3棟させてもらっております。それから、ひずみがあるということなんですけども、現状なんですけども、不同沈下という形で、耐力度の中でも地盤は若干下がっているんですけども、地層がこの数十年間で変わるということは大きくは考えられないので、現状としましてはボーリングのほうは考えていないところです。

以上です。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

13番 田中君。

○13番（田中和仁君）屋上防水について質問させてください。今、高野口中学校、現状を見させていただくと、アスファルトルーフィングがされてなくてコンクリート打ちっ放し

になっているんですよね。多くのマンションなど、アスファルトルーフィング引いて防水をかけるというのが普通だと思うんですけども、今回そういう設定でいかれるとするならば、大きな室外機というんですか、クーラーの使っていない巨大なものが今、屋上に残されているんですけども、ああいうパイプ類というのは非常に邪魔になっていくんですよ。そこから水が漏れるということが屋上防水の技術的なポイントになると思うんですけども、あの今使っていないクーラーの室外機というのは廃棄してくれる予定でいますでしょうか。

○議長（森下伸吾君）教育部長。

○教育部長（岡 一行君）今使っていない屋上の室外機につきましては、現状ですけども、今そのまま残すという形で考えております。そのほかの部分防水工事したいというふうに考えています。

○議長（森下伸吾君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっておりまして議案第18号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 令和6年度橋本市一般会計補正予算（第7号）について を採決

いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑ありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号については、委員会の付託を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議ありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市国民健康保険条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 委員会提出議案第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書について

○議長（森下伸吾君）日程第20 委員会提出議案第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な

推進を求める意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。
総務経済委員会委員長 14番 南出君。

〔14番（南出昌彦君）登壇〕

○14番（南出昌彦君）皆さん、おはようございます。それでは、委員会提出議案第1号について、意見書案を読んで説明とさせていただきます。

国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書。

近年、我が国では自然災害が激甚化・頻発化しており、本年1月の能登半島地震では、人的被害及び住家被害や、道路や電気・水道等の生活インフラにも甚大な被害が発生した。加えて、半島という地形的な特徴から交通アクセスが限られ、被害状況の把握や救援、物資搬入に多大な支障が生じたことから、防災・減災に向けた国土強靱化の推進は、これまで以上にその重要性が高まっている。

現在、政府においては、防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策により、自治体とともに国土強靱化の取組みを推進している中、昨年6月、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法の改正において、国土強靱化実施中期計画を策定することが規定されるとともに、本年7月着手することが決定された。今後も切れ目なく国土強靱化に取り組むためには、中期計画の早期策定が待たれる。

このような中、国におかれては、我が国の自然災害の発生状況を踏まえ、以下について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

1、国民の生命と財産を守る防災・減災対策を継続的・安定的に実施するため、5か年加速化対策の期間も終盤となる令和6年度補正予算においては、資材価格の高騰や賃金水準の上昇に対応する観点からも例年を大きく

上回る規模で確保されたい。

2、国土強靱化実施中期計画において、半島防災という新たな視点を取り入れ、特に必要となる施策の内容や事業規模、及びその対策期間を盛り込んだ上で、できる限り早期に策定し、当初予算を含めた必要な予算・財源について、通常予算とは別枠で確保するなど、国土強靱化の取組みを強力かつ計画的に推進されたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

橋本市議会。

意見書提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、国土強靱化担当大臣、内閣府特命担当大臣（防災）に提出先をさせていただきたいと思ひます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 国土強靱化の強力かつ計画的な推進を求める意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議員提出議案第1号 在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書について

○議長（森下伸吾君）日程第21 議員提出議案第1号 在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書について を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

16番 土井君。

〔16番（土井裕美子君）登壇〕

○16番（土井裕美子君）改めまして、皆さま、おはようございます。よろしくお願いいたします。

それでは、提出者を代表いたしまして、議員提出議案第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

皆さまも9月6日の新聞報道でご存じかと思いますが、9月5日、沖縄県でまたもや米軍海兵隊員が成人女性に性的暴行を加え、けがを負わせるという事件が起きました。これで今年の米軍関係者による性犯罪の検挙数は4件目であります。過去10年で既に最も多いということでもあります。

現在、日米地位協定によりまして、在日米軍人らが公務外で事件を起こした場合は日本側が裁判権を持ちますが、容疑者が米軍基地内にいるときは、起訴後でないと身柄の引渡しは受けられないことになっています。ただし、日本側が求めれば起訴前でも米軍側が身柄引渡しに好意的考慮を払う形にはなっておりますが、9月5日の事件でも、まだ容疑者の身柄は米軍の管理下にあり、県警には逮捕されていないということでもあります。

性犯罪は被害者の人権や尊厳を著しく侵害

し、その後の人生においても大変大きな影響を与えるものであり、断じて許すことはできません。

このような事件が発覚して以来、沖縄県内だけでなく地方からも声を上げようと、全国の自治体でも、この9月議会で意見書が出される動きがあると聞いております。私たちも、このような問題は、在日米軍基地のあるまちだけの問題ではなく、人として到底見過ごすことはできないことでありますので、ここに意見書を提出させていただきます。

それでは、意見書の朗読をさせていただきます。

在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書。

昨年12月、米軍嘉手納基地所属の空軍兵が県内に住む16歳未満の少女を車で連れ去り性的暴行を加えたとして、わいせつ目的誘拐及び不同意性交の罪で那覇地方検察庁が起訴していたことが今年6月下旬の報道で発覚した。また、その内容について、外務省や沖縄県警から沖縄県に報告が速やかになされていなかったこともあり、県民に不安が広がった。さらに、同事案の発覚に伴い、昨年1月以降、1年半という短期間に性的暴行事件がほかに4件存在することが新たに判明した。

性的暴行は人間としての尊厳をじゅうりんする悪質な犯罪であり、断じて許すことのできない卑劣な行為である。日本では、これまで在日米軍構成員等による性的暴行事件が発生するたび、幾度となく綱紀粛正、再発防止及び関係者への教育等を徹底するよう強く申し入れているにもかかわらず、このような悪質で凶悪な事件が後を絶たない現状に、米軍の綱紀粛正や道徳、倫理意識の向上、再発防止への取組みに疑問を抱かざるを得ない。

よって、橋本市議会は、同様の事件を繰り返す米軍に対し厳重に抗議するとともに、国

におかれては、国民の生命・基本的人権を守る立場から、下記事項の実現と徹底を強く要望する。

1、米軍に対して、被害者への謝罪及び完全な賠償、丁寧な精神的ケアをさせるべく断固とした措置を取ること。

2、米軍に対して、米軍構成員等の綱紀粛正及び道徳、倫理教育の徹底や夜間外出の規制など、抜本的かつ具体的で実効性のある再発防止策について万全を期させること。

3、米軍構成員等による犯罪事案については、被害者のプライバシーを守ることを第一としつつも、見直された運用のとおり、関係自治体への迅速な通知を行うこと。

4、米軍構成員等を特権的に扱う日米地位協定の抜本改定を行うこと。特に身柄引渡し条項を早急に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）でございます。

議員の皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（森下伸吾君）説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議員提出議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森下伸吾君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決ましまし

た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君)討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議員提出議案第1号 在日米軍構成員等による性的暴行事件に関する意見書について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただ今、意見書案2件が議決されましたが、その字句、数字、その他整理を必要とするものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、そのように決しました。

日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件

○議長(森下伸吾君) 日程第22 委員会の閉会中の継続調査の件 を議題といたします。

文教厚生建設委員会委員長から、委員会において調査中の事件につき、会議規則第111条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査をいたしたい旨の申出があります。

お諮りいたします。

委員長申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(森下伸吾君) ご異議がありませんので、委員長申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

○議長(森下伸吾君) 以上で本日の日程は終わりました。

これにて本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

○議長(森下伸吾君) 閉会にあたり、市長から発言の申出がありますので、これを許します。

市長。

〔市長(平木哲朗君)登壇〕

○市長(平木哲朗君) 9月市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

議員各位におかれましては、9月2日の開会から本日まで23日間にわたり、ご提案させていただきました議案等に対しご審議を賜り、お礼を申し上げます。審議の過程で頂きましたご意見、ご指摘等につきましては、市民の皆さまの信頼に応えるべく調査、研究を進めてまいります。

まずは、復興の最中、豪雨による甚大な被害に見舞われました能登地方においてお亡くなりになられた方に深く哀悼の意を表します。また、行方が分からない方の早期の発見を願い、被災された方々にも心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い回復と復旧をお祈り申し上げます。また、派遣要請があれば、橋本市としても職員を派遣していきます。

さて、先日、子どもたちが自分たちで企画運営したイベント、「みんなあつまれ！橋っ子祭り」が開催されました。当日は、あいにく雨模様でしたが、大きな会場ならではの大人数で行う運動会や小さな子どもたちが楽しめる児童館遊び、また飲食ブースなどもあり、多くの子どもたちや家族連れでにぎわいました。

実行委員の皆さまには、開催にいたるまで、

忙しい中にもかかわらず、何度も何度も会議を持ち、初めて開催するイベントが子どもたちにとって楽しいものとなるよう一生懸命に企画をしてくださいました。実行委員の子どもたちが頑張っている姿は大変頼もしく、大きな可能性を秘めていると感じました。

将来を担うこの子どもたちの主体的な取り組みをたたえとともに、子どもたちのために関わっていただいたスタッフの皆さんのご尽力に心からお礼を申し上げます。今後も全ての子どもたちの健やかな成長をしっかり後押ししてまいりたいと考えています。

まもなく秋本番を迎えます。文化やスポーツの面では、今年も、まっせ・はしもとや、すこやか橋本まなびの日、市民総合体育大会、市民総合文化祭などの活気あふれる事業を実施します。人々が集い、触れ合い、にぎわうイベントへ多くの皆さんに参加していただき、共に盛り上げていただければと思います。

また、本市特産の柿が色づき、市内の山や田畑の風景が実りの秋を実感させてくれます。「この世界を柿色に染めたい」のキャッチフレーズの下、地元特産品を市内はもとより京阪神や東京などの各方面にPRし、職員とともに橋本市の魅力を積極的に発信してまいります。

また、物価高騰などによる消費低迷の影響を市内商工業者が受けていることから、10月8日から、橋本市内の地域通貨加盟店舗で利用できる20%のプレミアム付デジタル地域通貨を販売します。市内の消費喚起を行い、経済の好循環を図ることを目的とした取り組みで、今回はスマートフォンを利用しない人のためにカードを発行し、カード型でもスマホと同様の利用が可能となります。

また、市民の方が健康づくりやボランティア活動等に参加していただくことでポイントを付与しており、より身近で親しみやすいもの

のにするとともに、地域の活性化につなげてまいります。

これからの望ましい教育環境を構築するための学校再編については、教育委員会が第2期橋本市立小中学校適正規模・適正配置基本方針案について、保護者や地域の皆さまに説明し、意見を伺ったところです。

今後、教育委員会において議論し、さらに、教育委員会で検討した方針を保護者や地域等の皆さまに再度説明してまいります。

この第2期基本方針をベースに、(仮称)橋本市の新しい学校づくり推進計画の策定に入り、パブリックコメントや政策審議に諮った後、市としての推進計画として定めます。

一方、学校施設の長寿命化については、築40年以上を経過した学校施設は老朽化が著しくなっているため、計画的に大規模な改修を行い、子どもがよりよい教育環境で学べるように取り組んでおります。

また、高野口中学校の老朽化については、耐力度テストの結果を踏まえ、早急に対応したいと考えおり、多くの課題を整理しながら検討してまいります。子どもたちが笑顔で過ごすことができる学校づくりに注力してまいります。

本日から市政報告会を市内8か所の地区公民館で開催し、市政の現状報告と意見交換をさせていただきます。私自身が報告し、様々な意見を頂くことで、今後の市政運営の参考とさせていただきます、市民の皆さまとともに元気なまちにしていきたいと考えています。議員の皆さまにおかれましても、ぜひご参加いただければと思います。

今年も後半にさしかかり、10月からは来年度の実施計画の審議や当初予算の編成が始まります。誰もが安心して暮らし続けられ、将来に夢や希望が持てるような取り組みを進めてまいります。

議員各位におかれましては、健康にご留意
され、今後ともご意見ご指導を賜りますよう
お願い申し上げ、9月市議会定例会の閉会の
あいさつといたします。ありがとうございます
した。

○議長（森下伸吾君）これにて、令和6年9
月橋本市議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午前10時21分 閉会）

地方自治法第123条第3項の規定により、ここに署名する。

議 長 森 下 伸 吾
5 番 議 員 阪 本 久 代
13 番 議 員 田 中 和 仁